

老人福祉法に基づく施設の新設・変更等に係る法手段一覧表

〈対象施設〉特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター

〈留意事項〉

- ・施設の新設、変更、休止、廃止を行おうとする場合は、原則として、事前に県に事前連絡、相談等を行ってください。(施設長の変更については、事前相談等は不要です。)
- ・県の補助を受けて建設した施設について、補助目的以外に使用しようとする場合は、原則として財産処分(補助金返還等)の手続が必要となります。
- ・申請・届出に必要な書類については、事由の内容に異なりますので、事前に連絡・相談等を行ってください。
- ・新規設置前・変更前に提出が必要な場合がありますので留意してください。また、変更後に提出する届出であっても、提出期限等が定められているため、期限内に提出するよう留意してください。なお、やむを得ず、届出等の提出が遅延した場合は、遅延となった経緯・理由等を具体的に記載した遅延理由書(任意書式)を提出してください。

施設種別	事由	事由の内容	提出時期	区分	必要書類	根拠法令
○特別養護老人ホーム ○養護老人ホーム (社会福祉法人又は日本赤十字社の場合)※1	新設	・施設を新規設置するとき	開設予定日の前	認可	〈申請書〉老人福祉法施行細則様式第6号、その他必要書類	・老人福祉法第15条第4項 ・同法施行規則第3条
	開始	・事業を開始したとき	開設日以降直ちに	届出	〈届出書〉老人福祉法施行細則様式第15号、その他必要書類	・老人福祉法施行細則第3条
	変更	・「施設の名称及び所在地」の変更 ・「建物の規模及び構造並びに設備の概要」の変更 ・「施設の運営の方針」の変更	変更予定日の前	届出	〈届出書〉老人福祉法施行細則様式第8号	・老人福祉法第15条の2第2項 ・同法施行規則第4条
	定員の増減	・定員の増加又は減少をするとき	増加・減少予定日の前	認可	〈申請書〉老人福祉法施行細則様式第11号	・老人福祉法第16条第3項
	休止廃止	・休止・廃止をするとき	休止・廃止予定の前	認可	〈申請書〉老人福祉法施行細則様式第11号	・老人福祉法第16条第3項
○老人デイサービスセンター(独立施設に限る)※2 ○老人短期入所施設(独立施設に限る)※2 ○老人介護支援センター	新設	・施設を新規設置するとき	開設予定日の前	届出	〈届出書〉老人福祉法施行細則様式第4号、その他必要書類	・老人福祉法第15条第2項 ・同法施行規則第1条の14
	変更	①「施設の名称、種類及び所在地」の変更 ②「建物の規模及び構造並びに設備の概要」の変更 ③「施設の長の氏名」の変更 ④「事業を行おうとする区域」の変更 ⑤「老人短期入所施設にあつては、その入所定員」の変更	変更日から1か月以内※ただし③以外の変更をするときには変更前に県に連絡等すること	届出	〈届出書〉老人福祉法施行細則様式第7号	・老人福祉法第15条の2 ・同法施行規則第3条の2
	休止廃止	・休止・廃止をするとき	休止・廃止の1ヶ月前まで	届出	〈届出書〉老人福祉法施行細則様式第9号	・老人福祉法第16条第1項 ・同法施行規則第4条の2

※1 市町及び地方独立行政法人が特養、養護を設置する場合は、様式第6号に代わり、様式第5号を提出してください。(法第15条第3項)

又、定員の増減、休止、廃止の届出をする際は、予定日の1ヶ月前までに届出を行ってください。(法第16条第2項)

※2 特養等の併設ショート、デイサービスであつて独立施設でない場合は、介護保険課への届出(法第15条)ではなく福祉指導課への届出(法第14条)となります。

<県福祉指導課所管>

施設種別	事由	事由の内容	提出時期	区分	必要書類	根拠法令
<老人居宅生活支援事業> ○老人デイサービス施設事業(独立施設以外:併設) ○老人短期入所事業(独立施設以外:併設)	新設	事業を新規に行うとき	開設予定日の前	届出	<届出書>老人福祉法施行細則様式第1号	・老人福祉法第14条 ・同法施行規則第1条の9
	変更	①「事業の種類及び内容」の変更 ②「経営者の氏名及び住所」の変更 ③「主な職員の氏名」の変更 ④「事業を行おうとする区域」の変更 ⑤「施設の名称、種類、所在地及び入所定員、登録定員」の変更	変更日から1ヶ月以内	届出	<届出書>老人福祉法施行細則様式第2号	・老人福祉法第14条の2 ・同法施行規則第1条の10
	休止 廃止	休止・廃止をするとき	休止・廃止の1ヶ月前まで	届出	<届出書>老人福祉法施行細則様式第3号	・老人福祉法第14条第3項 ・同法施行規則第4条の2

※「老人居宅生活支援事業」とは、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業をいう。(法第5条の2)